投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)

欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後

⑴ 株券若しくは金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げ ■)に対する投資として運用することを目的とする場合は、そのて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。)をいう。	の株式を除く。)の総数に第二百二十一条に規定する率を乗じ株式(当該発行済株式(当該海外不動産保有法人が有する自己	定する法人(以下「海外不動産保有法人」という。)の発行済みを信託する信託の受益権又は第二百二十一条の二第一項に規	可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、これらの資産の)又は不動産等資産(不動産、不動産の賃借権、地上権、再生	へ 資産を主として非上場株券等資産(次に掲げるものをいう。[イ〜ホ 略]	一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの	。 次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする 次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする 第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、	の記載事項の細目)	改正後
[加える。]	合は、その旨)をいう。)に対する投資として運用することを目的とする場)の発行済株式(当該発行済株式(当該海外不動産保有法人が第一項に規定する法人(以下「海外不動産保有法人」という。	らの資産のみを信託する信託の受益権又は第二百二十一条の二上権、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、これ	ヘ 資産を主として不動産等資産(不動産、不動産の賃借権、地[イ〜ホ 同上]	一 [同上]	第百五条 [同上]	(規約の記載事項の細目)	改正前

の性質を有するものをいう。②において同じ。) る有価証券で株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券フは同号に掲げる有予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同号に掲げる有所若しくは外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭所若しには外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭の性質を有するものをいう。②において「上場株券」とい

(2) (1)の株券等を取得した後にその株券等を発行する者の発行は別様券を含む。)

[加える。

[加える。]

(3)

投資法人若しくは外国投資法人の発行するもの又は金融商品

に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする

証券で投資証券に類する証券のうち資産を主として(1)又は(2)

するものに限る。)の受益証券、

投資証券若しくは外国投資

は②に掲げるものに対する投資として運用することを目的と

投資信託若しくは外国投資信託 (信託財産を主として1)又

いて同じ。)に係るもの象事業(同項第五号に規定する出資対象事業をいう。4)にお産を主として(1)又は(2)に掲げるものに対して投資する出資対産を主として(1)又は(2)に掲げるものに対して投資する出資対助引法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のう

田 投資信託若しくは外国投資信託(信託財産を主として(1)から(3)までに掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資証券、投資証券で投資証券に類する証券のうち資産を主として(1)から(3)までに掲げるものに対する投資として運用することを目めとする投資法人若しくは外国投資法人の発行するもの又は金融商品取引法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる金融商品取引法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる金融商品取引法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げるの他の財産を主として(1)から(3)までに掲げるものに対して投資する出資対象事業に係るもの

[ト・チ 略]

[二~七 略]

法人が運用の目的とする資産)(投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資

府令で定める資産は、第百五条第一号へに規定する非上場株券等資第百二十八条の二 令第六十九条の二に規定する不動産その他の内閣

産又は不動産等資産とする。

[加える。]

[ト・チ 同上]

二一~七 同上]

(投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資

法人が運用の目的とする資産)

する。
府令で定める資産は、第百五条第一号へに規定する不動産等資産と

第百二十八条の二 令第六十九条の二に規定する不動産その他の内閣